

命令書

- 一、成功期間 八 昭和三年一月二十六日より昭和六年一月二十五日迄満三箇年トス
- 二、地代金 ハ壹甲ニ付金三十六圓 貸付料 ハ 壹箇年壹甲ニ付金七十錢 トス

但満期ノ年ニ於ケル貸付料ハ月割ヲ以テ計算ス

- 三、臺灣官有森林原野豫約賣渡規則第二十五條，場合ニ於ケル工作物其他ノ物件ニシテ指定，期間内ニ除去セサルモノハ之ヲ抛棄シタルモト看做ス
- 四、官ニ於テ事業上指示命令シタルトキハ之ニ遵フヘシ
- 五、天災ノ事變ニヨリ許可地ニ異動ヲ生シタルトキハ遲滞ナク臺中州ニ届出スヘシ
- 六、第四項及第五項ニ違背シタルトキ又ハ公益其他官ニ於テ必要アリト認メタルキハ返地ヲ命スルコトアルヘシ此ノ場合ニ於テ損害ヲ生スルコトアルモ官ニ於テ之力賠償ノ責ニ任セス
- 七、許可地ノ所有權ハ賣渡許可後地代金完納ノ日ニ移轉ス

